

船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者募集に関する質問に対する回答
(令和7年度整備-2)

No	質問日	募集要項項目	質問内容	回答
1	7月24日	募集要項「3.物件の賃借及び位置等について」 (3)応募物件の位置について	旗竿地に保育所を設置することは可能でしょうか。また可能な場合、注意点はありますでしょうか。	土地の利用計画等の状況にもよりますが、建築基準法その他関係法令を遵守するほか、千葉県建築基準法施行条例(昭和36年11月10日千葉県条例第39号)第7条に基づく旗竿地に関する規定についてもご確認のうえ、取り扱いをお願い致します。